

51. 松山赤十字病院医療倫理委員会規程

(設置)

第1条 松山赤十字病院(以下「病院」という。)に、医療倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、病院で行われる医療行為及び臨床研究(以下「医療行為」という。)の計画・施行にあたって、患者の安全及び人権尊重に配慮し、社会通念に照らしてその是非及び条件・方法について医の倫理に関する事項や臨床現場で起こる倫理的問題に関する事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 医の倫理の在り方についての基本的事項の調査検討に関する事。
- (2) 病院職員から申請された医療行為の実施計画の内容と、その成果の公表に関する事項の審査(以下「審査」という。)に関する事。
- (3) 医療保険適応外の医療行為実施に関する事。(キヤンサーボード承認レジメンを含む)
- (4) 学会発表及び論文投稿時の審査に関する事。(学会発表時は申請書と抄録、論文投稿時は論文原稿を提出。
- (5) その他医療倫理に関する事。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次のものをもって構成する。

- (1) 院長の指名する副院長(委員長) 1名
 - (2) 事務部長
 - (3) 看護部長
 - (4) 院長の指名する診療科部代表 若干名
 - (5) 院長の指名する看護部代表 若干名
 - (6) 院長の指名する薬剤部代表 1名
 - (7) 医学専門以外の外部学識経験者 若干名
- 2 委員会に委員長を置き、委員長は院長の指名する副院長とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2カ年とし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、前条第1項の区分によって補充するが、その任期は前任者の残任期間とする。ただし、前条第1項(7)に定める委員については適用しない。
- 3 前条第1項(7)に定める委員については、委嘱期間満了1カ月前までに双方から特に申し出がない場合は、委嘱満了の時から委嘱期間を2カ年として更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長になる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。
- 4 委員会は、必要の都度開催する。
- 5 委員長は、委員以外のものの意見を聞く必要があると認めるときは、そのものを委員会に出席させ、意見を聞くことができる。
- 6 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ第4条第1項第7号の委員1名以上の出席がなければ、開催することができない。
- 7 委員会は、原則として非公開とし、審議内容、審議経過及び判定は記録として保存する。

(審査)

第7条 委員長は、院長より依頼を受けて審査を行うものとする。

2 委員長は、速やかに院長に審査の判定結果を報告しなければならない。

3 審査を申請するものが、第4条に掲げる委員である場合は、その審査に関する審議に加わることができない。

(審査判定)

第8条 審査の判定は、出席委員全員の合意によることを原則とし、次の各号に掲げる表示により行う。

(1)承認

(2)条件付き承認

(3)変更の勧告

(4)不承認

(専門小委員会)

第9条 委員長は、必要と認めた場合、専門小委員会を設置することができる。

2 専門小委員会は、委員長の要請に応じて、第3条の事項に関して専門的に調査、検討することとする。

3 専門小委員会は、委員長の指名するもの、若干名で構成する。

4 専門小委員会は、任務を達成したとき解散する。

(幹事及び事務局)

第10条 委員会に幹事2名を置き、幹事は総務課長及び総務課職員を充てる。

2 幹事は、委員長の命を受け事務を処理する。

3 幹事は、委員会議事録を作成し、これを保管する。

4 委員会の事務局は、総務課とする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 8年 8月 1日から施行する。

平成14年 4月 1日改正。

平成17年 4月 1日改正。

平成19年 8月 1日改正。

平成21年 4月 1日改正。

平成24年 4月 1日改正。

平成25年 4月 1日改正。

平成29年 4月 1日改正。

平成30年 4月 1日改正。

平成30年 8月 1日改正。

平成31年 4月 1日改正。

令和 2年 4月 1日改正。

令和 3年 4月 1日改正。

令和 4年 3月14日改正。

令和 8年 4月 1日改正。